はじめませんか エコなくらし

市は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減と各家庭での 省エネルギー活動を促進するため、新エネルギーおよび省エネルギ ー機器などのスマートライフ設備にかかる費用に対し、次のとおり 補助します。

【募集期限】①と⑤12月28日、②~④平成30年3月30日 【申込】6月1日から募集期限までの平日に、環境衛生課で配布の 申請書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入し、同課へ 詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。

(1) 地下水利用地中熱ヒートポンプ

▶地下水利用地中熱ヒートポンプは、地中温度と外気温との温度差 を利用した空調システムです。夏季は放熱源、冬季は採熱源として 地中の熱を利用します。

- *応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①市内に住所を有する 人、市内に事業所を有する中小企業者、市内に施設を有する医療 法人、学校法人、NPO法人など ②市税を完納している人
- *補助要件/地下水を利用した地中熱ヒートポンプであること
- *補助金額/購入価格、設置工事費の合計額の50%以内(上限100万円)
- *募集件数/5件程度(予算内で先着順)
- *備考/設置前の申請が必要





太陽光発電設備

▶太陽光をソーラーパネルで電気に変えるシステム。家庭や企業な どで広く浸透している新エネルギー機器です。

*応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①自ら居住する市内の住 宅に補助対象機器を設置した人、または補助対象機器付き建売住 宅を購入した人 ②電気事業者との系統連携の契約を締結した人



- ③市税を完納している人
- *補助要件/自立運転コンセントが設 置されていること
- *補助金額/1万円/kW(上限4万円)
- *募集件数/150件程度(予算内で先着

「スマートライフ」とは

消費電力量が格段に削減された「省エネ」家電に、太陽光発電・ 燃料電池などの「創エネ」機器と、蓄電池・電気自動車などの「蓄 エネ」機器とを組み合わせて、「エネルギーマネジメントシステム (EMS)」で管理するライフスタイル

(3) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 家庭用蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電池)

▶エネファームは、都市ガスやLPガスから水素を抽出し、空気中 の酸素と反応させて電気を作り出すシステム。家庭用蓄電池は電気 を蓄えることができるシステムです。太陽光発電などと連携する と、効率的に充電することができます。

- *応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①自ら居住する市内の住 宅に補助対象機器を設置した人、または補助対象機器付き建売住 宅を購入した人 ②市税を完納している人
- *補助金額/燃料電池:5万円/台、蓄電池:10万円/台
- *募集件数/燃料電池と蓄電池併せて40台(予算内で先着順)

次世代自動車充給電省工ネ設備 (外部電源設備・V2H)

▶次世代自動車充給電省エネ設備は、電気自動車などが蓄電してい る電力を、住宅用電源として利用するシステムです。災害時の移動 電源となるほか、電力需要のピークシフトの役割を果たします。

- *応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①市内に住所を有する人 で、自ら所有する次世代自動車に外部電源設備を導入、または外 部電源設備付き次世代自動車を購入した人、または居住する市内 の住宅にV2Hを設置した人 ②市税を完納している人
- *補助金額/外部電源設備:3万円/件、V2H:5万円/件
- *募集件数/外部電源設備とV2H併せて20件(予算内で先着順)

HEMS (ホーム・エネルギーマネジメントシステム)

▶HEMS(ホーム・エネル HEMSのイメージ図 ギーマネジメントシステム) は、省エネ機器・創エネ機器・ 蓄エネ機器をネットワーク化 し、エネルギーの見える化や 制御を行うシステムです。

*応募条件/次の条件をすべ て満たす人 ①自ら居住す



る市内の住宅に補助対象機器を設置する人、または補助対象機器 付き建売住宅を購入する人②市税を完納している人

- *補助要件/エネルギーの「見える化」機能及び電力使用量などを 調整する制御機能を有したものであること
- *補助金額/購入価格、設置工事費の合計額の50%以内(上限5万円)
- *募集件数/40件程度(予算内で先着順)
- *備考/設置前の申請が必要

低所得者に対する国の暫定的・臨時的措置として支給する 「臨時福祉給付金(経済対策分)」の受付期間は8月7日(月)ま でです。**対象となる可能性がある人には2月上旬に申請書類** などを郵送しましたので、手続きをお願いします。

対象者

基準日(平成28年1月1日)に大垣市に 住民票があり、平成28年度の市民税(均等 割)が課税されていない人。ただし、平成



28年度の市民税(均等割)が課税される人に扶養されてい る人や生活保護制度の被保護者などは対象となりません。

なお、基準日の翌日以降に転入された人は、基準日に住 民票があった市町村が申請窓口になります。

支給額

対象者1人につき1万5千円を支給します。

申請方法(8月7日まで受付)

- ▶郵送申請/申請書に同封の返信用封筒をご利用くだ
- ▶窓口申請/平日の午前8時30分~午後5時15分に、 社会福祉課にて申請

問合せ

平日の午前8時30分~午後5時15分に、臨時福祉給 付金専用コールセンター(247-7953)へ。